別紙　標識の掲示関係

①建設業許可票

（建設業法施行規則第25条別記様式29号関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合



縦25㎝以上　横35㎝以上

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、建設業法第26条第3項に該当する場合に、「専任」と記載すること。

3　「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第7条第2号又は建設業法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、建設業法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5　「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6　「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

②労災保険関係成立票

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条様式第4号関係）



縦25㎝以上　横35㎝以上　文字：黒　地色：白

③建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等について」（令和3年3月30日雇均勤発0330第1号、国不建整第186号、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長）



現場標識（シール）：大

・A3サイズ

契約者番号を記入して掲示する現場標識